＊＊ 申告フローチャート ＊＊

はい →　　いいえ - - ▶

スタート

令和5年1月～12月の間に収入がある

誰かの税制上の扶養である
（源泉徴収票などで扶養親族になっている）

収入の種類は何ですか

A　年金収入

B　給与収入

C　それ以外（営業・農業・不動産等）

年金以外に収入がある

つぎのいずれかに該当する ※1
- ✓2か所以上で給与がある
- ✓勤務先で年末調整していない
- ✓給与収入2000万円以上

所得金額（収入－経費）が
所得税の所得控除より大きい

年金は遺族年金・
障害年金のみである

年金以外の所得が
20万円を超える

給与以外の所得がある

年金収入が148万円以下である
（R6.1.1時点で65歳未満の方は98万円以下）

医療費控除等を追加する

医療費控除等を追加する

給与以外の所得が
20万円を超える

源泉徴収票に記載のある
「源泉徴収税額」が0円である

① 申告の**必要はありません** ※2 ※3

② **市県民税の申告**が**必要**です

③ **所得税の確定申告**が**必要**です ※4

※1:「2か所以上で給与収入がある」または「勤務先で年末調整していない」場合で、給与収入の合計が103万円未満の場合は、確定申告は必要ありません。源泉徴収されている場合は、確定申告することで源泉徴収分が還付されます
※2:所得の証明書をとる予定の方は収入がなくても市・県民税の申告が必要です　※3:年金収入が400万円を超える場合には確定申告が必要な場合があります　※4:退職した勤務先分を現在の勤務先で年末調整している方は含みません